

東京都市計画公園大田第 2 ・ 2 ・ 1 2 号石川公園の変更 (大田区決定) について		【説明資料】
1 趣旨 及び 経緯	東京都における都市計画公園について、都、特別区、市及び町が連携して「都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月改定）」を策定することで、計画的・効果的な施策展開を図っている。 一方で、大田区は、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」が平成30年度に終了し、令和 6 年 4 月現在検証期間中であり、「新おおた重点プログラム」において施策を進めている。「新おおた重点プログラム」においては、区内のみどりの総合的な機能拡充を図り、新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を進めることとしている。 また、大田区都市計画マスタープランの地域別方針の「台地部地域の方針」において、「多摩川や呑川などの河川や六郷用水などのかつての水路沿いは、並木や植栽など、水と緑のネットワークとしての機能を持った散策路の整備を推進し、市街地の中で自然を感じられる潤いと憩いの空間づくりを進める」としている。更に、大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」（平成23年 3 月策定、令和 5 年 3 月中間見直し）においては、みどりのまちづくり方針として、隣接地を取得した公園の拡張整備を推進することとしている。 大田区の台地部地域に位置する本計画地は、面積約0.11ヘクタールの既存都市計画公園（昭和34年決定の街区公園）、川を挟んで隣接した0.06ヘクタールの街区公園及び0.02ヘクタールの隣接取得地であり、公園の間を流れる呑川に架かる人道橋を通じ、水と緑のネットワークを形成しており、都市化した地域の中で一つの緑の塊となって一体的な景観を形成している環境保全上重要な区域である。 以上のような大田区の定める諸計画や当該地の立地状況を踏まえ、当事業を都市計画公園事業に位置付け、公園としての永続性を担保するとともに、計画的な整備を進めていく。 なお、本案件は都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 3 項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。	○都市計画の経緯 令和 6 年 7 月 原案の作成 令和 6 年 8 月 案の決定 ○令和 6 年 9 月 24 日付 6 都市政緑第 408 号

2 都市計画の内容	位 置：大田区石川町二丁目地内 面 積：約 0.19ha 名 称：東京都市計画公園大田第 2・2・1 2 号石川公園	○用途地域等について ※第 1 種低層住居専用地域 建ぺい率 50% 容積率 100%
3 説明会の概要	住民説明会を開催した。 対象公園：石川公園、三本松公園、田園調布若竹公園 開催日：令和 6 年 8 月 7 日 会場：大田区調布大塚小学校 参加者数：16 人 都市計画変更に対する意見は 0 件	
4 公 告 ・ 縦 覧	日 時：令和 6 年 11 月 13 日から 11 月 27 日まで 場 所：大田区まちづくり推進部都市計画課 意見書提出：1 件	
5 今後の予定	令和 7 年 1 月 都市計画審議会 令和 7 年 2 月 都市計画変更 令和 7 年 4 月 事業認可予定	